

<山川講義付き。：労働編（VOL.1・VOL.2）>

※注）この「条文改正に伴う補正情報」は、平成29年4月10日時点における情報です。  
また、この情報は、書籍掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

## 1. 労働基準法

◎補正事項なし

## 2. 労働安全衛生法

◎補正事項なし

## 3. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前
要介護状態にある配偶者、子、父母、 <u>孫、 祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母</u> の介護	p22「ここをチェック」5段目ホ）1行目。 要介護状態にある配偶者、子、父母、 <u>配偶 者の父母並びに同居し、かつ、扶養してい る孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護</u>
<u>105,130円、52,570円、57,110円、28,560 円</u>	p61～62「ちょっとアドバイス」1つ目の□ の図表内「介護補償給付の額」掲出順。 <u>104,950円、52,480円、57,030円、28,520 円</u>

## 4. 雇用保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前
至った日の翌日から、 <u>当該者に該当するに 至った日の直前の同項第1号に規定する基 準日（つまり、受給資格に係る離職の日） の翌日から起算して4年を経過する日まで の間（同項の規定により加算された期間が 4年に満たない場合は、当該期間の最後の</u>	p190「ここをチェック」図表左列5段目「申 出期限」2行目。 至った日の翌日から起算して1か月以内

日までの間)	
<p>○<u>120</u>日</p> <p>○<u>150</u>日</p>	<p>p192「ここをチェック」所定給付日数の表中、算定基礎期間が「1年以上5年未満」の特定受給資格者。</p> <p>○30歳以上35歳未満である者 <del>90</del>-日</p> <p>○35歳以上45歳未満である者 <del>90</del>-日</p>
下記【差替①】	p198「(2)基本手当の支給に関する暫定措置（法附則4条）」は、「ちょっとアドバイス」も含めて <u>全部差替え</u> 。
下記【差替②】	p201「(4)個別延長給付（法附則5条）」は、「ちょっとアドバイス」も含めて <u>全部差替え</u> 。
下記【差替③】	p243「Advance」枠内の最後の3行分は、 <u>全部差替え</u> 。
<p>至った日の翌日から、当該者に該当するに 至った日の直前の一般被保険者（被保険者 のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被 保険者及び日雇労働被保険者以外のもの をいう）又は高年齢被保険者でなくなった 日から起算して4年を経過する日までの間 （この項の規定により加算された期間が4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日 までの間）</p>	<p>p251「□*4 厚生労働省令で定める期間」 【例外】の3行目。</p> <p>至った日の翌日から起算して1か月以内 ～</p>
○ <u>65歳超雇用推進助成金</u>	<p>p285 図表内、上から4行目。</p> <p>○高年齢者雇用安定助成金 （同助成金は<u>廃止</u>）</p>
○ <u>人材開発支援助成金</u>	<p>p286 図表内、下から6行目。</p> <p>○キャリア形成促進助成金</p>
<p>（法附則 <u>14</u>条）</p> <p>平成29年度から平成31年度までの各年度 における失業等給付等に要する費用に係 る国庫の負担額については、<u>国庫が負担す べきこととされている額の100分の10に 相当する額とするものとする。</u></p>	<p>p291「Advance」</p> <p>◆国庫負担に関する暫定措置（法附則 <del>13</del> 条）は<u>差替え</u>。</p>

**【差替①】**

**ちょっとアドバイス！**

**特定理由離職者**（厚生労働省令で定める者に限る）であって、受給資格に係る離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（改正前は平成 29 年 3 月 31 日まで）の間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（就職困難者を除く）を**特定受給資格者**とみなして第 20 条、第 22 条及び第 23 条第 1 項の規定を適用する。

\* 「厚生労働省令で定める者」は、雇止めにより離職した者とされた（則附則 18 条）。

### 【差替②】

#### ここをチェック！

1) 受給資格に係る離職の日が平成 34 年 3 月 31 日以前である受給資格者（身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち**特定理由離職者**（厚生労働省令で定める者に限る）である者及び**特定受給資格者**に限る）であって、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（個別延長給付を受けることができる者を除く）については、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、基本手当を支給することができるものとする。

2) 1) の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、60 日（所定給付日数について、受給資格に係る離職の日において 35 歳以上 60 歳未満である**特定受給資格者**の区分に該当し、かつ、被保険者であった期間が 20 年以上である区分に該当する者にあっては、30 日）とするものとする。

#### Advance

□ 第 1 項の規定の適用がある場合における第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条、「労働政策審議会への諮問」（法 72 条第 1 項）及び「船員に関する特例」（法 79 条の 2）の規定の適用については、「個別延長給付」のあとに「又は附則 5 条 1 項の規定による基本手当の支給（以下「地域延長給付」という）」などの文言を加える所要の整備が行われた（4 項）。

### 【差替③】

**特定就業促進手当受給者**に規定する再離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条 2 項中「いずれか」（**特定受給資格者**に該当するものこと）とあるのは、「いずれか又は再離職について特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）」とする。

\* 「厚生労働省令で定める者」は、雇止めにより離職した者とされた（則附則 23 条の 2）。

## 5. 労働保険徴収法

### ◆新旧対照表

改正後	改正前
下記【差替①】 (1,000分の9)	p337「ここをチェック」1つ目の□と図表を、 <u>差替え</u> 。 ○2つ目の□の3行目 (1,000分の <del>11</del> )
○平成 <u>29</u> 年 ○9. <u>0</u> %・2. <u>7</u> % ○特例基準割合は「1. <u>7</u> %」	p391「Advance」◆延滞金の割合の特例の図表内と□。 ○平成 <del>28</del> 年 ○9. <del>1</del> %・2. <del>8</del> % ○特例基準割合は「1. <del>8</del> %」

【差替①】

□平成29年4月1日から1年間の雇用保険率は、次のとおりである。

	平成29年度保険料算定分		
	雇用保険率 (前年度)	事業主負担分 (うち雇用保険二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	9/1,000 (11/1,000)	6/1,000 (3/1,000)	3/1,000
農林水産の事業 清酒製造の事業	11/1,000 (13/1,000)	7/1,000 (3/1,000)	4/1,000
建設の事業	12/1,000 (14/1,000)	8/1,000 (4/1,000)	4/1,000